

出雲市監査委員告示 第 5 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、平成29年10月27日付財政第83号により、出雲市長から平成28年度定期監査に係る改善措置の通知がありましたので、同条の規定により、別紙のとおり公表します。

平成29年（2017）11月 8日

出雲市監査委員 周 藤 滋
出雲市監査委員 吾 郷 紘 一
出雲市監査委員 萬 代 輝 正

財 政 第 8 3 号

平成29年(2017)10月27日

出雲市監査委員 様

出雲市長 長 岡 秀 人

平成28年度定期監査に係る改善措置について（通知）

平成29年（2017）2月8日付け監査第147号で通知のあった監査結果に基づいて講じた改善措置について、地方自治法第199条第12項の規定に基づき通知します。

平成28年度定期監査に対する改善措置の状況

| 通し番号 | 監査実施年度 | 監査通知年月日 | 監査文書番号 | 監査種別 | 監査結果 | 措置の状況 | 回答担当部 | 担当課 |
|------|--------|---------|---------|------|--|--|--------|---------|
| 1 | 28 | H29.2.8 | 監査第147号 | 定期監査 | 【収入事務】 あらかじめ調定が可能な歳入が、出雲市会計規則第4条に規定する事後調定とされていた。 ・用途地域関係証明手数料、開発登記簿の写し交付申請手数料 | 用途地域関係証明手数料および開発登記簿の写し交付申請手数料については、事前調定とし平成29年度から実施しています。 | 都市建設部 | 都市計画課 |
| 2 | 28 | H29.2.8 | 監査第147号 | 定期監査 | 【収入事務】 子育て支援センター教室参加者負担金（実費徴収金）として受領した現金が、出雲市会計規則第10条第3項に規定する日に払い込まれていなかった。 | 出雲市会計規則第10条第3項において、「出納機関は、現金又は証券を受領したときは、その日(即日の払込みを困難とするものにあつては収納金融機関の翌営業日)のうちに収納金融機関に払い込まなければならない。」とされています。 講習会の終了時刻によっては、翌日の処理となる場合がありますが、平成29年度から、可能な限り速やかに収納処理を行うよう、事務改善を図っています。 | 子ども未来部 | 子ども政策課 |
| 3 | 28 | H29.2.8 | 監査第147号 | 定期監査 | 【収入事務】 出雲市急傾斜地崩壊対策事業分担金のうち収入未済である額が、出雲市会計規則第19条第1項の規定に基づき翌年度の調定済額として繰越しされていなかった。 | 出雲市会計規則第19条第1項の規定に基づき、収入未済額を翌年度の調定済額として繰越しを行いました。 | 都市建設部 | 建設企画課 |
| 4 | 28 | H29.2.8 | 監査第147号 | 定期監査 | 【支出事務】 事業共催の場合の負担金（国及び県並びにこれらに準ずるものを除く。）の交付に当たり、出雲市補助金等交付規則において規定されている諸手続が省略されていた。 ・出雲市ポイ捨て禁止推進協議会負担金 | 今年度から補助金として補助金等交付規則に基づいて支出するよう改めてます。 | 経済環境部 | 環境政策課 |
| 5 | 28 | H29.2.8 | 監査第147号 | 定期監査 | 【支出事務】 障がい者補装具給付に係る事務において、「不適正な経理処理に対する再発防止策（平成22年出雲市）」で禁止された日付が空欄の請求書を業者に求め、職員が日付を記入していた。 | 平成28年度に関係業者へ日付を記載した請求書を提出するよう改めました。 | 健康福祉部 | 福祉推進課 |
| 6 | 28 | H29.2.8 | 監査第147号 | 定期監査 | 【支出事務】 河川維持補修事業において、地方自治法第232条の5第1項及び労働基準法第24条第1項の規定に基づき債権者に直接支出すべき賃金が、債権者以外の者に支給されていた。 【内容】 樋門の捜査員賃金の振込先が、地元の管理組合の口座に指定されている例が3件あった。 | 樋門の操作員賃金が地元の管理組合の口座に振り込まれていた件については、平成29年3月から各個人の口座に振り込むようにしました。 | 都市建設部 | 道路河川維持課 |
| 7 | 28 | H29.2.8 | 監査第147号 | 定期監査 | 【支出事務】 河川維持補修事業において、労働基準法第24条第2項の規定に基づき毎月一回以上、一定期間を定めて払わなければならない賃金が、年間あるいは半年ごとにまとめて支払われていた。 【内容】 樋門管理人の賃金が、半年払い（赤川のみ）、年間払いになっていた。 | 本年度から、樋門管理人の賃金の支払いを月払いに変更しました。 | 都市建設部 | 道路河川維持課 |
| 8 | 28 | H29.2.8 | 監査第147号 | 定期監査 | 【契約事務】 地方自治法第234条の2第1項の規定に基づき契約の検査を行うに当たり、仕様書に記載した事項の履行が、検査調書あるいは事業完了報告書で確認できないにもかかわらず合格としていた。 ・出雲市ふれあいサロン事業、介護予防教室事業 | ・介護予防教室事業 契約外事項については発注者と受注者との事前協議を行い、その旨の協議録を残すこととし、仕様書に記載した実施内容については、検査で確認できるよう実績報告書に明記するよう改善しました。 ・ふれあいサロン事業 仕様書に記載した業務内容について、実施された旨の確認ができるよう業務完了報告に資料添付し、検査で確認できるよう改善しました。 | 健康福祉部 | 医療介護連携課 |
| 9 | 28 | H29.2.8 | 監査第147号 | 定期監査 | 【契約事務】 地方自治法第234条の2第1項の規定に基づき契約の検査を行うに当たり、仕様書に記載した事項の履行が、検査調書あるいは事業完了報告書で確認できないにもかかわらず合格としていた。 ・出雲ゆうプラザ障がい者水中運動教室、出雲市食生活改善推進事業、思春期の居場所支援事業 | 平成28年度から、仕様書に記載した事項の履行が事業報告書で確認できるように、事業報告書の内容を変更しました。 | 健康福祉部 | 健康増進課 |

平成28年度定期監査に対する改善措置の状況

| 通し番号 | 監査実施年度 | 監査通知年月日 | 監査文書番号 | 監査種別 | 監査結果 | 措置の状況 | 回答担当部 | 担当課 |
|------|--------|---------|---------|------|--|--|--------|---------|
| 10 | 28 | H29.2.8 | 監査第147号 | 定期監査 | <p>【契約事務】 地方自治法第234条の2第1項の規定に基づき契約の検査を行うに当たり、仕様書に記載した事項の履行が、検査調査あるいは事業完了報告書で確認できないにもかかわらず合格としていた。 ・県管理河川浄化対策業務、市管理河川浄化対策業務</p> | 平成29年3月から、県河川・市河川浄化対策業務の完了検査について、検収対象の履行を現地で確認するよう変更しました。また、検査状況の写真を添付することとしました。 | 都市建設部 | 道路河川維持課 |
| 11 | 28 | H29.2.8 | 監査第147号 | 定期監査 | <p>【契約事務】 出雲市地域子育て支援センター事業において、地方自治法第234条の2第1項が定める契約の履行の確認のため必要な「支援担当職員の配置数及び職員としての知識及び経験の基準」（出雲市地域子育て支援センター事業実施要綱第4条）を仕様書に定めずまま業務委託契約を締結し、検査を行っていた。</p> | 今年度（平成29年度）においては、ご指摘のとおり「支援担当職員の配置数及び職員としての知識及び経験の基準」と、担当職員について市に届け出ることを仕様書に定め、業務委託契約を締結しました。 契約締結後に担当職員の届け出を受け、有する資格等を確認しました。 | 子ども未来部 | 子ども政策課 |
| 12 | 28 | H29.2.8 | 監査第147号 | 定期監査 | <p>【補助金事務】 補助事業の完了が年度末の補助金で、実績報告書の提出及び額の確定が出納整理期間中に行われたにもかかわらず日付が当該事業年度末（3月31日）となっているものがあった。 ・出雲市環境保全連合会活性化補助金</p> | 当該年度内に実績報告を提出していただくように周知徹底を図り、補助額の確定を年度内に完了しました。 | 経済環境部 | 環境政策課 |
| 13 | 28 | H29.2.8 | 監査第147号 | 定期監査 | <p>【負担金事務】 負担金支出に際し、市が負担すべき対象経費及び負担割合を定めた規定がなかった。 ・出雲市ポイ捨て禁止推進協議会負担金</p> | 出雲市ポイ捨て禁止推進協議会運営費補助金交付要綱を定め、市が負担すべき対象経費について明記しました。 | 経済環境部 | 環境政策課 |
| 14 | 28 | H29.2.8 | 監査第147号 | 定期監査 | <p>【随意契約事務】 その契約内容に特段の特殊性がなく競争入札に付すことが可能であるにもかかわらず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を理由とした随意契約が締結されていた ・出雲市戦没者追悼・平和祈念式典舞台設営等業務</p> | 本業務については、市が所有する舞台設営資材の修繕と組立業務が中心であり、当該受託業者以外に業務を実施することができないものであるため、随意契約としています。平成27年度までの受託業者が解散したため、平成28年度から新たな業者と契約していますが、業務の特殊性に鑑み、引き続き随意契約としていますところ。随意契約が必要な理由については、平成28年度から改めました。 | 健康福祉部 | 福祉推進課 |
| 15 | 28 | H29.2.8 | 監査第147号 | 定期監査 | <p>【随意契約事務】 その契約内容に特段の特殊性がなく競争入札に付すことが可能であるにもかかわらず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を理由とした随意契約が締結されていた。 ・高浜（2）外3地区地籍調査FⅡ-2・G工程業務 ・大呂（13）地区地籍調査FⅡ-2・G工程業務 ・高浜（3）外5地区地籍調査H工程業務 ・塩津（5）地区地籍調査FⅠ・FⅡ-1工程業務</p> | ご指摘の地籍調査工程業務の発注の際には、契約条件を全て競争入札として契約事務を行いました。 | 都市建設部 | 地籍調査課 |
| 16 | 28 | H29.2.8 | 監査第147号 | 定期監査 | <p>【随意契約事務】 随意契約の理由を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号ではなく、同項第3号（特定の施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により物品等を調達する契約を締結するとき）とすべきであった。 ・有原児童公園外41公園除草業務 ・有原児童公園外76公園 施設点検及び清掃業務 ・宍道湖西岸なぎさ公園点検清掃業務 ・蓮田公園外9公園トイレ清掃点検及び除草業務 ・一の谷公園点検・清掃・除草及びテニスコート照明使用料徴収業務 ・出雲だんだん広場点検清掃・除草業務 ・くすのき広場点検清掃・除草業務 ・手引ヶ浦台公園外3公園清掃除草及び剪定業務 ・公園C地区樹木等維持業務</p> | 指摘のあった9つの業務委託については、平成29年度から随意契約の理由を地方自治法施行令第167条の2第1項第3号としています。 | 都市建設部 | 都市計画課 |